



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)
 発行日 (月刊)
 平成19年3月10日

日行連の役割と滋賀会の役割 (その2)

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

変革する単位会組織

規制改革等により会員の属性の多様化がすすんでいる。日行連は行政書士名簿と法人名簿を公表しているが、単位会の会員は①開業して事務所を有する個人会員、②事務所を有しない使用人行政書士③法人会員で構成されている。さらに使用人行政書士は(イ)開業行政書士の使用人(ロ)法人の使用人(ハ)派遣事業者の使用人となり滋賀会では会員名簿作成が複雑化している。

このような会員の属性の変化は、会員に対する研修、倫理観、コンプライアンス等の各分野の複雑化を招いている。さらに法人社員の競業の禁止、使用人行政書士の事務所開設禁止等の法令や職務上請求書等に関する綱紀事案等も複雑化するため、滋賀会等の単位会及び日行連の運営の多様化・複雑化を促している。

法人の複数事務所

行政書士は二つの事務所を持つことは出来ないが「法人」は社員の数にあわせて複数の事務所を持つことが出来る。加えて複数の単位会に事務所を置くことも出来る。従来から単位会の公共嘱託が課題とされてきたが、官業の市場化に伴い、単位会と法人会員とが競争入札することも想定される。特に複数単位会に所属する法人会員は、所属する単位会の運営の違いによって会員の権利行使や受益に差が生じている。法人には新たに税務・労務・法務等の新たな管理能力が求められることから単位会に対しては新たな法人施策が要求されている。

このように複数の単位会の運営に対する比較、分析、評価の視点からの法人会員の発言は少なからず単位会運営に影響を及ぼすことが想定出来る。その一方で法人会員は政治連盟の加入、会員としての選挙権の行使等が制限されており、あくまで個人としての権利の行使の範囲内にとどまっていることから、そのニーズは潜在化していることも伺われる。

連合会の民営化と単位会

日行連は特殊法人改革により民営化された法人である。民営化の条件は ①外部役員の導入②役員の65才停年制限③運営情報開示④国民一般からの懲戒請求⑤処分情報の公開等である。日行連において役員年齢の制限が厳格に実行されれば、単位会会長が65才を過ぎている場合は、日行連理事となることができないため別の者を日行連理事として送り込まねばならない事態となった。理事は日行連運営に参画するが会長は日行連への建議にとどまり、日行連運営と単位会運営における両者の意思の疎通の無さが単位会運営を左右する誘因とならないよう注意が必要であろう。

総会提出議案として日行連は現在組織変更を計画している。これが実現すると単位会の組織構成と大きく乖離

することも考えられる。既に運営に係わる理事と単位会会長との乖離、法人会員に内在する諸問題について述べたが、日行連がその組織力を最大に発揮するためには法人会員対策を含めた単位会との一体化・連動化・集約化に向けた組織改革の視点が必要となっている。滋賀会としてもADR機関の設立と認証取得や日行連の改革に合わせた組織改革が目前に控えている。

連動しない組織

組織改革の視点は、会報「日本行政」に掲載された47単位会紹介をデータ化して分析することでより明確化してくる。まず単位会の会員の構成要因を資格別に見る場合、法2条6号会員はA会では約48%、B会では約11%となっている。試験合格入会者はC会で約80%、D会で約48%となっている。制度論として法2条6号会員が問題視されているが、実態論としては両極にある単位会の論点に差異が生じることが想定出来る。法2条6号会員の全国平均は約20%で年々減少傾向を示しているのに対して、試験組は約65%と年々増加傾向を示している。

つぎに単位会の組織編成も二つの傾向を顕著に示している。一つは部の編成に際して、基本的に必要な総務部、監察部、経理部等にとどめて組織運営に重点を置き、会員の業務や時代の変化に対応する部門については部会や委員会としている。二つは業務分野ごとに部を設けて会員の業務と時代の要請に焦点を合わせた運営である。部の数で単位会を比較すれば、最小で2つの部、最大で15部。委員会では最小で1委員会、最大で14委員会とその組織編成には大差があり、それは組織運営にも反映されていると見るべきであろう。部や委員会の設置規則が会則か施行規則か、総会議案か理事会議案かで変革時代への組織運営の即応性が異なってくることもデータは示している。滋賀会としてはこれらの事例を参考としつつ組織の最適化を進めていきたい。

役員の意識改革

全国単位会のデータ分析は、行政書士の準司法制度への参加等資質や業務面においてさまざまな問題点を提起しているが紙面の都合で次の機会としたい。しかし述べてきたような単位会及び会員の現状分析からは組織運営や会員の構成要因に大差が生じており一大変革を遂げつつある。日行連においても省庁再々編や道州制ともなればあらゆる面において変革を余儀なくされる。換言すればこの現状を踏まえ、それぞれの組織の役員なかならず滋賀会の役員もマネジメントの変革に直面していることを自覚すべきであろう。

このような背景を踏まえ、日行連では今国会に向けて議員提案による「ADRを含む法改正」の検討に入っている。さらなる制度の前進に向けて滋賀会の運営に会員各位の真摯なご支援ご協力をお願いする次第である。